

# 中華人民共和國環境保護法

(1989年12月26日第7回全國人民代表大會常務委員會第11回會議通過、  
1989年12月26日中華人民共和國主席令第22號公布、公布日より施行)

## 第1章 總則

- 第1条 生活環境と生態環境を保護、改善し、汚染やその他の公害を防止し、人々の健康を保障し、社会主義の近代化建設の発展を促すために、本法を制定する。
- 第2条 本法における環境とは、人類の生存及び発展に影響を及ぼす各種の天然要素、並びに人工的に改造された自然要素の総体を指し、大気、水、海、土地、鉱物、森林、草原、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護区、景勝地、都市や農村などを含む。
- 第3条 本法は、中華人民共和國の領域及び中華人民共和國が管轄するその他の海域に適用する。
- 第4条 国が定める環境保護計画は、国民経済及び社会発展計画に組み入れなければならない。国は環境保護に有利な経済・技術政策及び措置を採り、環境保護事業と経済建設及び社会発展との協調をはかる。
- 第5条 国は環境保護科学教育事業の発展を奨励し、環境保護科学技術の研究及び開発を強化し、環境保護科学技術のレベルを高め、環境保護の科学的知識を普及する。
- 第6条 全ての機関及び個人は、環境を保護する義務を有し、かつ環境を汚染、破壊する機関及び個人に対し、摘発及び告訴する権利を有する。
- 第7条 国務院環境保護行政主管部門は、全国の環境保護事業について統一した監督管理を実施する。

県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門は、その管轄区の環境保護事業について統一した監督管理を実施する。

国家海洋行政主管部門、港務監督、漁政漁港監督、軍隊環境保護部門、並びに各級の公安、交通、鉄道、民間航空管理部門は、関連する法律規定に基づき、環境汚染防止について監督管理を実施する。

県級以上の人民政府の土地、鉱産、林業、農業、水利行政主管部門は、関連する法律に基づき、資源の保護について監督管理を実施する。

- 第8条 環境の保護、改善について顕著な成果を挙げた機関及び個人には、人民政府より奨励金が与えられる。

## 第2章 環境監督管理

- 第9条 国務院環境保護行政主管部門は、国の環境基準を定める。  
省、自治区、直轄市の人民政府は、国の環境基準に規定のない項目について、地方環境基準を定めることができ、国務院の環境保護行政主管部門に報告して登録される。
- 第10条 国務院環境保護行政主管部門は、国の環境基準及び国の経済的、技術的条件に基づき、国の汚染物排出基準を制定する。  
省、自治区、直轄市の人民政府は、国の汚染物排出基準に規定のない項目について、地方汚染物排出基準を定め、既に規定されている項目については、国の汚染物排出基準より厳しい地方汚染物排出基準を定めることができる。但し、地方汚染物排出基準は国務院環境保護行政主管部門に報告し、登録しなければならない。  
地方汚染物排出基準を独自にもつ地域に排出された汚染物については、地方汚染物排出基準を適用しなければならない。
- 第11条 国務院環境保護行政主管部門は、モニタリング制度を確立し、モニタリング規範を定め、関係部門とともにモニタリングネットワークを構築し、環境モニタリングの管理を強化する。  
国務院及び省、自治区、直轄市人民政府の環境保護行政主管部門は、定期的に環境状況公報を発表しなければならない。

第12条 県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門は、関係部門とともに管轄範囲内の環境状況について調査、評価し、環境保護計画をたて、計画部門が総合的に調整した上で、同級の人民政府に申請し、認可されてから実施する。

第13条 環境を汚染する建設プロジェクトについては、国の関連する建設プロジェクト環境保護管理規定を遵守しなければならない。

建設プロジェクトの環境影響報告書では、建設プロジェクトにより生ずる汚染、及び環境に対する影響について評価し、防止措置を定め、プロジェクト主管部門の事前審査を経て、規定の手順に基づき環境保護行政主管部門に申請し、認可を得なければならない。環境影響報告書が認可されてはじめて、計画部門は建設プロジェクトの設計任務書を認可することができる。

第14条 県級以上の人民政府の環境保護行政主管部門、或いは法律規定に基づき環境監督管理権を行使するその他の部門は、管轄範囲内で汚染を排出した機関に対し、現場で検査を行なう権利を有する。検査を受ける機関は実情をありのまま報告し、必要な資料を提供しなければならない。検査する機関は、検査を受ける機関の技術及び業務上の秘密を保守しなければならない。

第15条 行政区を跨る環境汚染・破壊の防止活動は、関連する地方人民政府で解決策を協議するか、或いは上級人民政府が解決策を協議し、決定する。

### 第3章 環境の保護と改善

第16条 地方の各級人民政府は、当該管轄区の環境について責任をもち、環境改善措置を採らなければならない。

第17条 各級人民政府は代表的な各種・類型の自然生態系区域、稀少または絶滅に瀕している野生動物の生息区域、重要な水源区域、重大な科学的、文化的価値のある地質構造、有名な鍾乳洞や化石が分布する区域、氷河・火山・温泉などの自然遺跡、人文遺跡、古木や有名木については、保護措置を採り、破壊を禁じなければならない。

第18条 国務院、国務院の関係主管部門、並びに省、自治区、直轄市の人民政府が定めた景勝地、自然保護区、その他の特に保護が必要な区域内において、環境を汚染する工業生産施設を建設してはならない。その他の施設を建設する場合でも、汚染物の排出は規定の排出基準を超過してはならない。すでに建設されている施設で、汚染物の排出が規定の排出基準を超過している場合は、期限内に改善する。

第19条 自然資源の開発・利用においては、生態環境保護措置を採らなければならない。

第20条 各級人民政府は、農業環境の保護を強化し、土壌汚染、砂漠化、塩害、貧栄養化、沼の浅化、地盤沈下を防止、植物の破壊、水土流失、水源枯渇、種の絶滅、その他の生態を狂わせる現象の発生や悪化を防ぎ、植物の病気・害虫の総合的対策法を普及し、化学肥料、農薬、植物生長ホルモンを合理的に使用しなければならない。

第21条 国務院及び沿海地方の各級人民政府は、海洋環境の保護を強化しなければならない。海洋に汚染物を排出したり、廃棄物を投棄して、海岸工事建設や海洋石油探査開発を行なう場合、必ず法律規定に基づき、海洋環境への汚染被害を防ぐ。

第22条 都市計画の制定では、環境保護・改善の目標及び任務を確定しなければならない。

第23条 都市建設では、当地の自然環境の特徴に合わせ、植物、水域、自然景観を保護し、都市公園林、緑地、景勝地の建設を強化しなければならない。

### 第4章 環境汚染及びその他の公害防止

第24条 環境汚染及びその他の公害が発生する機関は、環境保護事業を計画に組み入れ、環境保護責任制度を確立しなければならない。即ち、有効な措置をとり、製造・建設またはその他の活動において生ずる排気、廃水、残渣、粉塵、悪臭ガス、放射性物質、並びに騒音、振動、電磁波放射などが環境に及ぼす汚染や害を防止する。

第25条 新設及び既存の工業企業の技術改造については、資源利用率が高く、汚染物排出量の少ない

設備や技術を採用し、且つ経済的で合理的な廃棄物综合利用技術及び汚染物処理技術を用いなければならない。

第26条 建設プロジェクトにおける汚染防止施設は、主体工事と同時に設計、施工、使用を開始すること。汚染防止施設は、環境影響報告書を審査・認可した環境保護行政主管部門が検収し、合格してはじめて当該建設プロジェクト側が製造または使用を開始できる。

汚染防止施設はみだりに取壊したり、使用せずに放置してはならない。取壊したり、使用しなくておく必要があるれば、所在地の環境保護行政主管部門の同意を得なければならない。

第27条 汚染物を排出する企業・事業機関は、国務院環境保護行政主管部門の規定に基づき、登記申請しなければならない。

第28条 汚染物の排出が国または地方が定める汚染物排出基準を超過する企業・事業機関は、国の規定に基づき基準超過汚染排出費を納付し、責任をもって改善しなければならない。水汚染防止法に別途規定があれば、水汚染防止法の規定に基づき実施する。

徴収した基準超過汚染排出費は汚染の防止に用いなければならない、無断で他用してはならない。具体的使用方法は国務院の規定による。

第29条 深刻な環境汚染を発生させた企業・事業機関は、期限内に改善する。

中央または省、自治区、直轄市の人民政府が直接管轄する企業・事業機関の改善期限は、省、自治区、直轄市の人民政府が決定する。市、県または市、県以下の人民政府が管轄する企業・事業機関の改善期限は、市、県の人民政府が決定する。改善期限を定められた企業・事業機関は、期限内に改善を完了させなければならない。

第30条 我が国の環境保護規定に合致しない技術及び設備の導入を禁止する。

第31条 事故またはその他の突発的事件が起きたため、汚染被害が発生した、または発生する可能性のある機関は、直ちに処理措置を講じ、速やかに汚染被害を被る可能性のある機関や住民に通報しなければならない。また、当地の環境保護行政主管部門及び関係部門に報告し、調査を受ける。

重大な汚染被害が生じる可能性のある企業・事業機関は、措置を講じ、防備を強化しなければならない。

第32条 県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は、深刻な環境汚染により住民の生命や財産が脅かされる場合、直ちに当地の人民政府に通報しなければならない。当地の人民政府は有効な措置を講じ、被害を食い止める、または軽減しなければならない。

第33条 有毒化学品及び放射性物質を含む物品の生産、保管、輸送、販売、使用については、国の関連規定を遵守し、環境汚染を防止しなければならない。

第34条 如何なる機関も深刻な汚染が生ずる生産設備を汚染防止能力のない機関の使用に供してはならない。

## 第5章 法律責任

第35条 本法の規定に違反し、下記の行為の一つがあれば、環境保護行政管理部門またはその他の法律規定に基づき環境監督管理権を行使する部門は、状況に応じて警告または罰金を科すことができる。

- (1) 環境保護行政主管部門またはその他の法律規定に基づき環境監督管理権を行使する部門による現場検査を拒否する、或いは検査を受ける際に虚偽行為を行なう。
- (2) 国務院環境保護行政主管部門の定める関連汚染物排出申請を拒む、或いは虚偽の申請をする。
- (3) 国の規定による基準超過汚染排出費を支払わない。
- (4) 我が国の環境保護規定に合致しない技術及び設備を導入した。
- (5) 深刻な汚染が生ずる生産設備を汚染防止能力のない機関の使用に供した。

第36条 建設プロジェクトにおいて汚染防止施設が建設されていない、或いは国の定める条件に達していないにも関わらず、生産または使用を開始した場合、当該建設プロジェクトの環境影響報

告書を認可した環境保護行政主管部門が生産または使用の停止を命じ、且つ罰金を科すことができる。

第37条 環境保護行政主管部門の同意を得ずに、みだりに污染防治施設を取壊したり、使用せずに放置し、汚染物の排出が規定の排出基準を超過した場合、環境保護行政主管部門が改めて設置、使用を命じ、罰金を科す。

第38条 本法の規定に違反し、環境汚染を発生させた企業・事業機関に対して、環境保護行政主管部門またはその他の法律規定に基づき環境監督管理権を行使する部門は、発生した被害結果により罰金を科す。状況が深刻ならば、責任者に対し、所在する機関または政府の主管機関が行政処分を科す。

第39条 改善期限を過ぎてもなお改善しない企業・事業機関に対して、国の定める基準超過汚染排出費を追徴するほか、発生した被害結果により罰金を科す、或いは業務停止、閉鎖を命じることができる。

前項で定める罰金は、環境保護行政主管部門が定める。業務停止、閉鎖命令は、改善期限を定めた人民政府が決定する。中央が直接管轄する企業・事業機関に業務停止、閉鎖を命じる場合は、国务院より認可を得なければならない。

第40条 当事者が行政処罰決定に不服があれば、処罰の通知を受けた日より 15 日以内に、処罰決定を下した機関より 1 級上の機関に対し、再審を申請することができる。再審の決定に不服があれば、再審の決定を受けた日より 15 日以内に、人民法院に訴えることができる。当事者は処罰の通知を受けた日より 15 日以内に、直接人民法院に訴えることもできる。当事者が期限を過ぎても再審を申請せず、人民法院にも訴えず、なお処罰決定を履行しない場合、処罰決定を下した機関が人民法院に申請し、強制的に執行する。

第41条 環境汚染被害を発生させたものは、被害を排除し、直接損害を被った機関または個人に対して損害を賠償する責任がある。

賠償責任及び賠償金の争いは、当事者の要求に基づき、環境保護行政主管部門またはその他の法律規定に基づき環境監督管理権を行使する部門が処理する。当事者がその処理決定に不服があれば、人民法院に訴えることができる。当事者は直接人民法院に訴えることもできる。

完全に不可抗力の自然災害が生じ、速やかに合理的措置を講じたにも関わらず、なお環境汚染被害の発生が避けられなかった場合は、責任を免ずる。

第42条 環境汚染被害の賠償を提訴する時効は 3 年とし、当事者が汚染被害を認識した時、或いは認識すべき時から起算する。

第43条 本法の規定に違反し、重大な環境汚染被害を発生させ、公私財産に重大な損失を与えた、或いは死傷事故といった深刻な事態を招いた場合、直接の責任者に対し、法により刑事責任を追及する。

第44条 本法の規定に違反し、土地、森林、草原、水、鉱産、漁業、野生動植物などの資源を破壊した場合、関連する法律規定に照らし、法的責任を負う。

第45条 環境保護監督管理者による職権乱用、職務怠慢、公私混同した不正行為については、所属機関または上級の主管機関が行政処分を科す。犯罪を犯している場合は、法により刑事責任を追及する。

## 第6章 付則

第46条 中華人民共和国が環境保護関連の国際条約を締結または加盟し、中華人民共和国の法律と異なる規定がある場合、国際条約の規定を適用する。但し中華人民共和国が保留の声明をだした条項は除く。

第47条 本法は、公布日より施行する。同時に『中華人民共和国環境保護法（試行）』は廃止する。